

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	令和 6 年度 松阪市防災会議及び松阪市国民保護協議会
2. 開 催 日 時	令和 7 年 3 月 17 日(月) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 45 分
3. 開 催 場 所	産業振興センター
4. 出席者氏名	(会長)竹上真人 (委員)※奥村明史、市川幸治、川北敏、水谷覚、堀康太郎、 西條一人、近田雄一、永作友寛、中田雅喜、松本芳昭、 ※子迫宣禎、※山中克修、坪井俊吾、※瀬尾元昭 辻村好正、※中倉隆、天白拓治、下川忠幸、森本臣紀、 ※森文宣、岩瀬晃子、※渡辺那由多、中森弘幸、豊住眞、 越川由美子、森本恵夫、※花井忠和、八田久子 落合泰子、松田千代、久保敦子、田中善彦、中井俊彦、 大畑隆 (以上 34 名) ※は代理 (事務局)防災担当参事兼防災対策課長・中井和史、課長補佐・村田 充広、防災係長・若林大樹、防災係主任・雑賀慎哉、管理係 長・杉谷真弓 (アドバイザー)三重大学大学院工学研究科教授 川口淳
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	報道関係者1名、松阪警察署職員1名
7. 担 当	松阪市 防災対策課 担当者：中井・若林・杉谷 電 話 0598-53-4313 FAX 0598-22-1055 e-mail bousai.div@city.matsusaka.mie.jp

事項

松阪市国民保護協議会

(1)あいさつ

(2)国民保護とは【説明】

松阪市防災会議

(1) 地区防災計画について【報告】

(2) 松阪市地域防災計画の修正について【議事】

(3) 松阪市水防計画の修正について【議事】

(4) 令和 7 年度「松阪防災の日」について【報告】

(5) その他

議事録

別紙

会議名	令和 6 年度松阪市国民保護協議会・松阪市防災会議議事録		
開催日時	令和 7 年 3 月 17 日(月) 13時30分から15時45分	開催場所	産業振興センター
出席者	(会長)竹上真人 (委員)※奥村明史、市川幸治、川北敏、水谷寛、堀康太郎、西條一人、近田雄一、永作友寛、中田雅喜、松本芳昭、※子迫宣禎、※山中克修、坪井俊吾、※瀬尾元昭、辻村好正、※中倉隆、天白拓治、下川忠幸、森本臣紀、※森文宣、岩瀬晃子、※渡辺那由多、中森弘幸、豊住眞、越川由美子、森本恵夫、※花井忠和、八田久子、落合泰子、松田千代、久保敦子、田中善彦、中井俊彦、大畑隆（以上 34 名）※は代理 (事務局)防災担当参事兼防災対策課長・中井和史、課長補佐・村田充広 防災係長・若林大樹、防災係主任・雑賀慎哉、管理係長・杉谷真弓 (アドバイザー)三重大学大学院工学研究科教授 川口淳 ■傍聴者:報道関係者 1 名、松阪警察署職員 1 名		
内 容	【資料確認】 事項書、委員名簿・配席図、資料1、資料2、資料3、資料4、資料5、資料6、資料7 ■令和6年度国民保護協会 1. 開会の挨拶(会長) ・令和6年は災害の1年であった。1月の能登半島地震の発生や、夏の南海トラフ地震臨時情報など、全国的に自然災害の脅威に大きく揺れ動いた年であった。 ・松阪市でも台風第10号により、警戒レベル5「緊急安全確保」の発令を阪内川流域で行った。さらに堀坂川が、破堤寸前までいったが、県等の迅速な緊急対応により、破堤を免れた。素早い対応をいただき感謝申し上げたい。 ・4地区で地区防災計画のご提案をいただき、この場で承認をいただく。皆様方の専門的な立場でご意見をいただければと思う。 2. 国民保護協議会 ・資料1「国民保護とは」に基づき説明。 ・令和7年2月に三重県が県保有施設を新たに避難施設に指定したため、それに伴い松阪市国民保護計画にも施設の追加を行う。追加された県保有施設は15施設となる。		

■令和6年度松阪市防災会議

1. 地区防災計画について

- ・資料2「地区防災計画について」に基づき説明。
- ・松阪市の地区防災計画の策定状況は、43住民自治協議会のうち7地区が策定。
- ・令和6年度は米ノ庄住民自治協議会、松尾住民自治協議会、掃水住民自治協議会、豊地まちづくり協議会の4地区で策定された。

【米ノ庄住民自治協議会】

●計画の作成について

- ・避難所運営マニュアルを早くから作成しており、それに基づき訓練を行ってきた。ただ、長年災害の被害がなかったことから、住民の危機感が足りないと感じている。そこで地区防災計画の中に避難行動マニュアルを掲載するように作成を進めた。

●米ノ庄地区の現状について

- ・松阪市の北部に位置する米ノ庄地区は、市場庄を含め、久米、上久米、こもれびの園、上ノ庄、中ノ庄の6つの自治会から構成されている。
- ・人口は、2月時点で、1,232世帯、人口が2,725人になっている。住宅の開発によって、0から14歳という年齢層の多い地区もあるが、ほとんどが高齢者を抱える地区になっており、高齢者が比較的多い地区である。

●予想される災害について

- ・地震は、布引山地東縁断層帯による断層型の地震と、南海トラフ地震が懸念されている。震度としては、6弱から6強というデータが出ている。それに伴う津波と液状化は、30センチの津波の到達が最短で90分という時間帯のところが、市場庄、中ノ庄、久米、上久米の、名松線よりも東側の地区で予測されている。液状化の方は、液状化危険度が、高いないし極めて高いということで、避難行動に支障が出ると考えられる。津波の方は、地区内の防災活動拠点施設の半数以上が、2メートル級の海拔のため、活動拠点として機能なくなる。そのため、津波の到達ラインよりも西側、山側の、上ノ庄地区の施設や、三雲研修センターが使えるのみとなっている。
- ・台風等の風水害は、三渡川、または阪内川が決壊したときに浸水の恐れありというような地域になっている。

●米ノ庄地区防災計画について

- ・米ノ庄地区防災計画には、「防災三部作」というテーマがある。米ノ庄地区防災計画の基本になる災害予測と備え、生き延びるための避難所運営マニュアル、逃げるということを目的とした避難行動マニュアル。この3つを基に、防災活動の方を進めている。
- ・平常時の取り組みとしては、各自治会自主防災組織の防災福祉の向上を図るため、災害リスクを知るための啓発活動を行っている。また、自治会役員対象のHUGの実施、自治会組長対象の避難行動マニュアル、避難所運営マニュアルの勉強会を毎年1回ずつ、地区の集会所にて行っている。
- ・危険箇所の把握としては、タウンウォッチングを実施したり、避難訓練時に危険箇所の確認を行っている。

- ・安否確認訓練は、個別避難計画による避難行動要支援者への支援を行いながら、災害弱者に対する支援を行っているところである。そして一般の家庭に対しては、安否確認行動計画の作成を家族会議で行うよう説明している。
- ・防災訓練と津波避難訓練は、複数の避難経路、避難場所、避難所への所要時間の確認を行っている。また、個人の取り組みとしては、年齢や性別を考慮した持ち出し品の準備を勧めている。
- ・避難所の取り組みについて、地震災害は、救出活動しながらの避難、初期消火活動しながらの避難、行政と連携しながら情報を共有すること、医師の手当が受けられるまでの医療救助活動、安全な場所への誘導を津波が到達する30分以内をめどに行うように伝えている。そして、津波到達ラインの外側へ一刻も早く逃げるということを強調して、住民に伝えている。
- ・冊子を配っても読む方が少ないので、見やすい工夫を凝らしたダイジェスト版を作成した。内容としては、各自が各家庭の防災ルートや、自宅の海拔、発災時に家族がどこにいるかというようなことを記述してもらうようになっている。

●今後の課題について

- ・誰でも理解できる地区防災計画の定着と行政とのより綿密な連携訓練が必要だと考えている。また、指定避難所が津波被害を受ける恐れが高いため、避難所として避難行動、避難運営ができる場所の確保が必要。

～アドバイザーより～

- ・地区防災計画には3つのポイントがある。自分たちで作ること、地区に合わせてカスタマイズされているということ、継続性、この3つが重要である。住民の意識を向上させるための対策が計画の中にしっかりと織り込まれている。また課題も明確で、次にやるべきこともしっかりと見えており、継続性が担保されているため、米ノ庄地区の住民に寄り添った計画になっていると感じた。

【松尾地区住民自治協議会】

●松尾地区の現状について

- ・市街地より南西方向に位置する松尾地区は、阪内川沿いに9町、10自治会がある。人口は5,047人、世帯数が2,120世帯、1世帯当たり2.4人となっている。

●松尾地区のハザードマップ計画区域について

- ・松尾地区の土砂災害発生が予想される箇所は5町7箇所。西野町、丹生寺町、平成町、岡本町の各町に1箇所、立野町はこどもの城、三十三銀行アリーナー、くろすけのところに3箇所ある。
- ・浸水区域については、川下に位置する大足町、藤之木町が想定区域になっている。過去の大規模な台風や洪水などにより河川改修や急傾斜の補強工事が進められ、大規模災害は解消されてきたが、近年では集中豪雨による道路の冠水や土砂崩れが発生している。
- ・防災計画には世帯数、人口及び予想される災害を記載している。

●発災時の拠点について

- ・松尾住民自治協議会の拠点は、丹生寺町の松尾地区コミュニティセンター内にある。また、松尾地区コミュニティセンターに隣接するように松尾消防団車庫、松尾小学校、体育館、松尾幼稚園、駐在所、道路を挟んで、大運動場があり、救助などの対応がしやすいコミュニティになっている。

●松尾地区の取り組みについて

- ・松尾地区の防災訓練は、松尾消防団による水防訓練に始まり、松尾まちづくり協議会、松尾住民自治協議会と引き継がれ、ほぼ毎年訓練や勉強会を実施してきた。中でも、地震発生時の一次避難所開設訓練は、受け付けの方法にベッドの取り扱いがプラスされ、コロナ対応、動線、プライベートルームの間仕切りなどの対応をしながら実施してきた。
- ・令和4年11月にタウンウォッチングを10自治会で行った。避難ルートを1案、2案と確認し、注意箇所、通行注意区間、土砂災害警戒区域、安全と思われる道などを記録しながらタウンウォッチングを行った。この結果を記載したMyまっぷランを各戸配布した。また、各戸配布したMyまっぷランには「自治会やご家族で実際にずっと避難ルート歩いていただき、注意するところ、役立つところなどを感じたことを地図に書き込み、この避難ルート図を完成させてください。地震、水害のとき、落ち着いて行動できるよう準備しておきましょう」という文面を記載した。

●避難所運営委員会について

- ・令和6年に避難所運営委員の再編成を行った。現在は40名おり、避難所開設訓練は経験済みで、次回は運営の訓練を計画している。

●今後の取り組みについて

- ・避難行動要支援者名簿に記載されている方を含め、要支援者の支援、見守りが自治会ごとに方法は違ったとしても、要支援者を見逃すことのないような取り組みを行っていきたい。要支援者の人数は2022年と2024年を比較すると39人増となっており、何かいい方法を検討し取り組んでいきたいと考えている。

～アドバイザーより～

- ・昔から住んでいる在所と、団地のようなところが混在している、少し難しい地区の計画を頑張って作成していただいたと感じた。
- ・地域の助け合いの一番の鍵になる避難所の運営を丁寧に記載し、誰が来ても避難所を開設できるようマニュアルをしっかりと作りこまれていることが非常に良い。
- ・次の目標について、避難行動要支援者の支援に取り組むと記載があり、継続的な活動に繋がっていくと感じた。

【掃水住民自治協議会】

●掃水地区の現状について

- ・掃水地区は約1,600世帯、3,700人の住民が生活している。松阪市の南東部に位置し、隣にある櫛田川の左岸の全長6キロぐらいが掃水地区で、区画整理がほとんど終わった田園に囲まれ、風光明媚な環境に恵まれた、自然豊かな地域である。

●策定に至った経緯

・掃水地区において、ここ66年ほどあまり大きな災害がなく、一部地区では、安全性バイアスが働いているような地区がある。しかし、平成29年10月22日の台風21号により、菅生町にて水田にたまる水が用水路に排出しきれなくなり、一部の住宅が冠水し、床上、床下浸水が発生した。山下町でも、民家の裏山にて土砂崩れが発生し、2軒が一部崩壊するという、被害が発生した。このような状況もあり、令和3年から地区防災計画に着手した。

●策定に向けた取り組み

・令和4年度に、9地区のワークショップを1年かけて行い、掃水地区の風水害、土砂崩れに対しての強み、弱み、諸問題の把握に努めた。令和6年6月には、国土交通省、中部地方整備局、三重河川国道事務所に対し、現状の櫛田川の浚渫工事の状況、堤防のかさ上げの進捗状況を質問し、その結果を、計画策定の参考資料とした。令和5年10月には掃水住民協として、風水害でも避難所として認定してもらえるよう、三重県立松阪商業高校に要望書を出し、令和7年4月より指定避難所として明文化された。

●掃水地区防災計画について

・地区防災計画は、「メインの防災計画」、「管内9地区の防災計画」、それから「我が家の防災計画」の3本立てで策定している。メインの掃水地区の防災計画については、9地区の防災計画も含めた形で作成している。9地区の防災計画は、例えば地区の役員名とか、災害情報の入手方法、ハザードマップ、各地域の避難場所の名称、要支援者の数、各自治会それぞれの諸問題を網羅し、掲載をしている。我が家の防災計画には家族の連絡網、身内の要支援者、避難時に持ち出すリスト表には子供でも理解できるよう、ルビを振っており、全ての世帯に配布を考えている。また、毎年計画の見直しが必要なので、出し入れが簡単にできるような形で作成をしたいと考えている。

●今後の取り組みについて

・令和4年に9自治会にてワークショップを開催し、各自治会の風水害等への災害意識を高め、防災計画策定につなげたものの、令和6年度に櫛田自治会が4分割されたので、新たに防災計画を作成する必要がある。

・防災を自分のこととして捉えられるよう、各家庭に防災会議の定期的な開催を促す。これについては、我が家の防災計画を活かして、啓発を行っていきたい。

～アドバイザーより～

・リスクをシャープにとらえて、わかりやすい防災計画となっている。中でも3段階の地区全体、各自治会の個別計画、家庭の計画の3段階の計画は面白いと思った。

・台風21号で被災した経験がある地区なので、その紹介を計画の中に入れるとよいと思う。これから生まれてくる子どもたちなどは、そうした被害があったことを知らないなので、ぜひ計画の空いたところに被災した経験を入れてもらおうと、よりいいかなと感じた。

・今抱えている課題が明確に書いてあるので、次に繋がる計画である。

【豊地まちづくり協議会】

●策定に至った経緯

・豊地地区は、地区の中央を1級河川中村川が流れ、昭和57年の台風10号では、大きな被害

受けた。ただ、その災害の記憶が徐々に薄れつつある。また、近年の気候変動により、経験したことのない台風や豪雨が各地で発生している状況を踏まえ、地区防災計画の策定に至った。

●豊地地区の現状について

・豊地地区は、旧嬉野町のほぼ中間に位置し、平野部と中山間部が混在した地域となっている。中央には1級河川中村川が流れ、肥沃な土地が広がっており、交通についても県道が縦横に走り、高速道路も近いため、各所にアクセスしやすい立地である。地域の人口は3,067人、世帯数は1,398世帯となっている。

●想定される災害について

・河川の氾濫による浸水被害、堤防の決壊による家屋の流失や水没、冠水や倒木、土砂災害、これらに伴う道路の通行止めなどが想定される。

・「風雨を、危険を、情報を、避難の方法を知ろう！」を目標に防災意識の向上と強化、風水害の発生に備え防災点検活動の実施、身近な居住地域での日頃の声かけ、助け合いの実施といった活動・行動を実施していく。

●災害の備えについて

・個人や家族で行うこととして、各種防災情報の入手、災害リスクの把握、非常持ち出し品の準備、近所づきあいなど、地域で行うこととして、防災訓練の実施、タウンウォッチング、要支援者の把握、自主防災組織の育成などといったような具体的な取り組みを進めていきたいと考えている。

・災害が発生した際には、各自で「マイ風水害タイムライン」に基づいて行動する必要があると考え、地区防災計画に一例をあげるとともに、各家庭でマイタイムラインを策定するための資料も添付している。

●指定避難所と避難ルートについて

・豊地地区には豊地小学校があるが、浸水想定区域にあり、家屋倒壊等氾濫想定区域内でもあるため、風水害時には避難所として利用できない。そのため、風水害時に私たちが避難すべき指定避難所は、嬉野中学校と嬉野社会福祉センターであることを周知し、各自治会に嬉野中学校までのモデル経路の策定を依頼し、計画に記載した。

●今後の取り組みについて

・この計画を策定したもの、まだまだ課題は山積みである。今後の活動目標にもあるように地区防災計画策定がゴールではなく、スタートとして、今後とも地域の防災力強化に努めていきたい。

～アドバイザーより～

・地区防災計画に各家庭でやることと地域で取り組むことを分けて書いてあるので、とても良いと思う。

・「雨を、危険を、情報を、避難の方法を知ろう！」という活動目標はいい目標だが、その活動目標とその下に記載された内容との関係が不明瞭なため、そこを意識して計画の修正を行うと、住民の皆さんにとってよりわかりやすい計画になると思う。

【地区防災計画の承認】

・4地区の地区防災計画の提案が終了。委員に意見を求め、問題がないことから4地区の防災計画を承認。各住民自治協議会より市長へ地区防災計画が提出された。

2.松阪市地域防災計画の修正について

・資料3「令和6年度『松阪市地域防災計画』の修正概要」に基づき説明

■ビジョン編:第1章 松阪市の現況

●4 市民の防災への意識

・令和6年度市民意識調査の、日頃から災害への備えをしているかの質問に対し、令和6年度では、している、どちらかというとしているとの回答が50.3%、令和5年度の37.7%から比べ、12.6ポイント増加した。

■第2章:テーマ1(発災前にするべきこと)

●(1)医療・救護体制の整備

・災害時の医療救護に関する情報の連絡体制の確保や医療救護所を設置した場合に必要な人員を平時より確保していく必要があることから、協力いただける看護師や医療事務員等コメディカルの確保について修正・追加する。

・医療救護所の運営や必要となる医薬・衛生材料の確保等、平時から医療救護体制について松阪地区医師会等関係機関と協議する必要があるため追加する。

■第2章:テーマ3(災害の発生後にするべきこと)

●(1)対策本部

・市長不在時の場合における本部長職務の代理順位を修正する。

●(2)地区調整本部

・地区市民センターのコミュニティセンター化に伴い地区調整本部に徳和地区コミュニティセンター及び松尾地区コミュニティセンターを追加する。

●(3)配備体制の基準

・昨年発表のあった南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震注意、巨大地震警戒)について、地震における警戒準備体制及び第一次配備体制の招集の基準を修正する。

●(4)医療・救護対策

・対応フロー、関係機関との関係図を削除、体系図を追加する。

●(5)医療救護所の設置基準

・災害時における医療救護所の設置基準について追加する。

●(6)医療救護所の設置

・第一次医療救護所及び第二次医療救護所の開設について追加する。

■第4章:防災関係機関の災害対策

●(1)松阪地区広域消防組合の配備体制

・風水害、地震災害、津波災害対応体制における配備内容の一部修正

・災害対策消防警戒本部の削除

■第4章:松阪地区三師会の災害対策

●(1)医療救護活動(松阪地区医師会)の実施

・避難所等における慢性期対応(巡回診療等)の追加、医療救護所の業務内容の一部修正、医療救護所の設置基準及び設置場所の修正、松阪地区医師会救護班の編成内容の内訳を修正。

■第5章:「南海トラフ地震臨時情報」発表時の対応

・南海トラフ地震臨時情報の配備基準を修正

※南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されかつ、本市において震度3以上の地震が観測された場合は、配備体制における召集の基準を適用する。

※南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されかつ、本市において震度 5 弱以上の地震が観測された場合は、災害対策本部を設置する。

■第5章:「南海トラフ地震臨時情報」発表時の対応

・南海トラフ地震臨時情報の配備基準を修正

配備基準	災害対策本部	配備要員
南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合	設置しない	警戒準備体制
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合	設置する	第一次配備体制
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合	設置する	第一次配備体制

※南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されかつ、本市において震度3以上の地震が観測された場合は、配備体制における召集の基準を適用する。

※南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されかつ、本市において震度 5 弱以上の地震が観測された場合は、災害対策本部を設置する。

■松阪市災害時職員行動マニュアルの修正について

・東日本大震災における宮城県庁の事例を削除。削除理由は、宮城県庁に避難者が集まってきたとの事例だが、どこの自治体でも共通することから削除とする。削除した分、令和 6 年能登半島地震における輪島市の事例を追記。

・発災時における職員の安否報告や参集方法について、休日夜間に発災した場合においても対応できるよう、職員の参集基準が確認でき、それと同時に、職員自身の安否報告、参集時間の目安を報告できる電子版の職員参集ハンドブックを作成したことから、追記するとともに、三重県が開発したスマートフォン向けのアプリ、三重防災ナビも追記を行う。

・発災後における市長不在時の代行順位について、現行は4名までを定めているが、能登半島地震の事例等も踏まえ、修正後6名まで定める。

・地震、津波災害における職員の参集基準について、現在の松阪市の招集基準がわかりづらい表記になっているため、地域防災計画の修正に合わせ、職員に向けても南海トラフ臨時情報発表時における招集基準の明記をわかりやすく修正を行う。

・南海トラフ地震臨時情報発表時の対応に特化した箇所の内容を、昨年8月の臨時情報を受け、三重県を初め、県内29市町とも協議をし、よりわかりやすい体制に修正を行う。

～アドバイザーより～

・能登半島の事例で、急性期医療のDMATにかなり負担がかかっていた。地元の医療が立ち上がらず、DMATが数ヶ月間滞在する状況にあった。日常の医療へのつながりが円滑にいかないと、問題視されている関連死がなかなか防げないので、日常の医療、或いは福祉などにどう繋いでいくかというところが厚くなったと感じた。

・3月末に国の新しい南海トラフ地震の想定が出る予定があり、それに並行して三重県でも、南海トラフ地震の新しい想定 of 準備をしている。数回の本委員会と1回のワーキングをやって、今その方向性を定めているところであるため、次年度以降何が変わるかということとは言えないが、松阪市も柔軟に対応いただくようお願いしたい。

●松阪市地域防災計画修正案の承認

- ・事務局からの松阪市地域防災計画修正案の説明が終了。委員に意見を求め、問題がないことから松阪市地区防災計画の修正案を原案のとおり承認。

3. 松阪市水防計画の修正について

- ・資料5「令和6年度『松阪市水防計画』の修正概要」に基づき説明

■国管理河川における重要水防箇所の見直しによる修正

- ・雲出川における重点区間、重要度 B の基準に基づく変更を行う。重要度 B の位置や延長の変更は、それぞれ堤体漏水や越水が解消される工事を施工したことにより。要注意箇所については、地先名が津市のため、および堤防が築堤されてから3年以上経過により基準外となったための削減と、令和5年度版最新データに基づく追加となった。
- ・櫛田川の重点区間についても、令和5年度版最新データに基づく修正となった。

■県管理河川における重要水防箇所の見直しによる修正

- ・令和5年度版最新データに基づき、42番の櫛田川水系深野川の追加と62番三渡川水系百々川の工作物の削除を行った。

●松阪市水防計画修正案の承認

- ・事務局からの松阪市地域防災計画修正案の説明が終了。委員に意見を求め、問題がないことから松阪市地区防災計画の修正案を原案のとおり承認。

4. 令和7年度「松阪市防災の日」について

- ・令和7年度「松阪市防災の日」として、令和7年10月26日、松阪防災週間については、令和7年10月26日から11月1日までとする。また、令和7年度の松阪市総合防災訓練については、10月26日、松阪市防災の日に実施を計画している。

5. その他

(事務局)

- ・防災会議における女性登用率の向上については、重要なことと認識をしており、ご参加いただく団体の皆様には女性委員の選出について、引き続き検討をお願いしたい。

～防災会議全体を通してアドバイザーからの意見～

- ・一昨年前に雲津川水系中川他、特定都市河川に指定をされ、昨年の 6 月に中村川、波瀬川、赤川流域の水害対策計画が策定され、中部地方整備局管内で唯一の流域治水の特定都市河川になった。昨年雲津川で訓練が行われたのもこういうことが背景にあり、非常に重要なことである。河川管理者の努力が治水に一番大きな影響を持っているが、流域治水は流域関係者で水害を防ぐという考え方なので、松阪市も入って、津と松阪を挟んだ大きな川で、訓練が行われているということ、市民の皆さん、あるいは防災関係機関の皆さんに周知していけると良いと思う。

～防災会議を通して委員からの意見～

【委員意見】

- ・サポートブックを活用した障がい児、障がい者の災害支援を広く周知していただきたい。社会福祉協議会と連携して周知を図っているが、なかなか広く浸透しない。障がいを持たれた方で支援を受けられている方は、相談支援員がついているので、相談支援員さんを通じた周知を行うなどの対応をお願いしたい。

【事務局回答】

- ・災害時の支援者名簿等を作成させていただいて、いろんな形で要支援者の支援に取り組ませていただいている。ご提案いただいたサポートブックの活用に関して、障がい福祉課等の関係部局と連携し、対応について検討していきたい。

～閉会のあいさつ(会長:竹上市長)～

- ・本日は長時間にわたり熱心なご審議、様々なお意見ありがとうございました。今後とも、松阪市防災行政並びに市政全般にわたりご理解ご協力願いますよう、よろしくお願い申し上げます。